

市税の納付は納期限までに！

A T M納税が可能な市内郵便局一覧

郵便局名	住所	A T M利用時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日
1 東久留米	中央町1-1-44	午前8時～午後9時	午前9時～午後7時	
2 東久留米団地内	上の原1-4-28	午前9時～午後7時	午前9時～午後5時	
3 東久留米大門	大門町2-6-5	午前9時～午後7時		
4 東久留米本町	本町1-2-22		午前9時～午後5時	
5 東久留米中央町	中央町5-9-24	午前9時～午後5時半	午前9時～午後零時半	取り扱いしません
6 東久留米前沢	前沢3-7-9		午前9時～午後5時	
7 東久留米滝山	滝山4-1-22	午前9時～午後7時		
8 東久留米本村	下里1-11-11	午前9時～午後5時半	午前9時～午後零時半	取り扱いしません
9 東久留米下里	下里3-17-11			

夜間や休日の納税は郵便局のA T Mで！

東久留米市の未来のために あなたの税を役立てよう！

市では、皆さんが豊かで健康な暮らしができるように、さまざまな事業を実施しています。その財源の基となる市税を納期限までに納めていただくことで、市が計画した福祉をはじめとする事業や施設管理など、必要な予算を確保することができ、円滑な市政運営が実現されます。納税にご理解とご協力をお願いします。詳しくは納税課 ☎70・7730へ。

市税は納期限までに納めましょう。市税が納期限までに納められない場合、延滞金が増え、納めずのうちに注意を促す（納期限は「今後の納期限一覧」を参照ください）。多くの経費がかかり、滞り、滞納整理も、滞りながら税金の徴収にも、貴重な税金が使われています。例えば、督促状・催告書などの印刷・郵送をはじめ、

【平日の納付場所】金融機関郵便局、市役所およびひびりが丘上の原・滝山の各出張所【夜間や土曜・日曜日の納付場所】郵便局A T M（左表参照）

納付の方法は、納付の場所から（つつかり忘れ防止に）

これから納期が到来する税の納付は、納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。申し込み方法は2つあります（振替開始には、1カ月程度かかります）。

電話やご自宅への訪問、コンピュータ処理費用など、多くの経費がかかっています。これらの経費が削減されれば、行政サービスのさらなる充実が可能になります。

納税にお困りの方は、大至急にご相談ください。病气や事業の廃止などで市税の納付が困難な方は、早急に「ご相談ください。事情をお聞かせいただき、分割納付による方法など、さまざまな相談に応じます。」



郵便局のA T Mで納税の様子



市税専用払込取扱票はここから

休日納税相談窓口

10月23日(土)に特設
24日(日)

平日に来庁が困難な方や、事情があるために納期限までの納税が困難な方のために、休日納税相談窓口を開設します。ぜひご利用ください。
【日程】10月23日(土)・24日(日)
【時間】午前9時～午後4時
【会場】納税課 市役所2階
【内容】納税相談 納付受け付け
相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。
なお、税証明の発行や課税の相談はできません。

今後の納期限一覧

区分	11月1日	11月30日	12月27日	17年1月31日	2月28日	3月25日
市・都民税(普通徴収)	3期			4期		
固定資産税・都市計画税			3期		4期	
国民健康保険税	4期	5期	6期	7期	8期	9期

軽自動車税の納期限は5月31日の1期のみです。

滞納はNO！(徴収を強化)

市は納期限を過ぎても納付がない方に、督促状、催告書などの文書や電話などで納税をお願いをしています。それでも納付・相談がない場合、納税された方との公平性を確保するために、法律に従って財産の差し押さえ処分を行います。

差し押さえ・公売で強制徴収
納期限到来後に督促状が発布され、12日を過ぎてなお未納がある場合、財産の差し押さえをしなければならぬと法律で定められています。

差し押さえた財産は公売し、その代金は滞納している税に充当します。この「財産の差し押さえ・公売」の流れは完納になるまで繰り返して行われます。

延滞金の未納も、強制徴収(差し押さえ等)の対象になりますので、ご注意ください。

財産調査を実施

市は差し押さえに向けて滞りしている方の勤め先、取引先、融資先、金融機関、クレジットカード会社などへの調査を行います。これは滞納税が完納されるまで繰り返して行われます。

ホームページ 編集委員を募集

市が開発しているホームページに市民なら誰でものユニークなアイデアでコンテンツを企画してみませんか。市では、市民参加のページを企画・作成するホームページ編集委員を次の通り募集します。

【募集人数】6名
【資格】20歳以上で市内在住・在勤・在学の方
【任期】2年間

【応募方法】11月1日(月)までに(必着)はがきに簡単な企画1件と住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、〒203-8555、市役所広報課広報担当あて郵送を(電子メールも可)【選考結果】11月中旬までに通知します。詳しくは同担当 ☎70・7708へ。

広報課電子メールアドレス
koho@city.higashikurume.lg.jp

印鑑条例 を改正

印鑑登録時の本人確認をより厳密に行います

印鑑登録については、登録者本人が運転免許証・パスポートなど官公署が発行する写真付きの証明書(身分確認証)と登録印を持参すれば、印鑑登録証を即日発行することができます。しかし、身分確認証をお持ちでない場合は、市役所から住所地に照会書を郵送し、それを期日までに持参することで印鑑登録を行います。

窓口アンケート にご協力を

市役所窓口の接遇改善に
取り組んでいます
市では、皆さんに市役所を気持ちよくご利用いただくため、接遇のあり方を検討する接遇検討委員会を設置し、窓口改善に向けての取り組みを行っています。

その取り組みの一として、市民の皆さんに「窓口アンケート」を実施させていただきます。窓口改善に向けての取り組みを行っています。

【アンケート実施期間】10月18日(月)～29日(金)
詳しくは職員課研修係 ☎70・7716へ。

司法書士による 市内一斉無料法律相談会

皆さんの人生のいろいろな場面で司法書士が力になります。気軽にご相談ください。
【相談内容】不動産登記相談 = 土地建物の売買・相続・贈与、借地問題等 クレジット・サラ金相談 = 借金返済の悩み等 成年後見相談 = 高齢者・障害者の心配事の相談、遺言等 小額訴訟相談 = 30万円以内の訴訟についての相談
【日時】10月23日(土)午前10時～午後4時
【会場】西部・東部の各地域センターおよび市民プラザホールの3カ所
駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。
詳しくは広報課広聴担当 ☎70・7708または東京司法書士会田無支部 ☎63・7792へ。